

「道路交通法改正試案」に対する意見の募集について

警察庁では、最近の交通情勢に鑑み、一定の病気等に係る運転者対策、悪質・危険運転者対策、自転車利用者対策等の推進を図るため、道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正を検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール（koutsukikakuka@npa.go.jp） 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
	F A X	03-3581-9337 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。
意見提出期間	平成25年2月15日（金）から 平成25年2月28日（木）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

## 道路交通法改正試案

## 1 一定の病気等に係る運転者対策

## (1) 免許の拒否事由等とされている一定の病気等に該当する者を的確に把握するための規定の整備

## ア 免許を受けようとする者等に対する病気の症状に関する公安委員会の質問制度及び虚偽回答に対する罰則整備

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者及び運転免許証（以下「免許証」という。）の更新を受けようとする者に対し、病気の症状に関する必要な質問をすることができることとします。また、免許を受けた者に対し必要があると認めるときも、同様とすることとします。さらに、当該質問に虚偽の回答をする行為について、罰則を設けます。

## 【参考】

- \* 1の改正は、一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会が平成24年10月に取りまとめた「一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言」を踏まえて行うものです。
- \* 一定の病気とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気等として免許の拒否又は取消し等の事由とされている以下の病気をいいます（なお、以下に掲げる病気にかかっている者であっても、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈するものでなければ、免許の拒否又は取消し等の対象とはなりません。）
  - ・ 統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
  - ・ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
  - ・ 再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）
  - ・ 無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）
  - ・ そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）
  - ・ 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害

- ・ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
  - ・ 認知症
    - また、これらの一定の病気に
    - ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒を加えたものを「一定の病気等」と総称します。
- \* 現在、免許の取得や免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、自己の症状についての申告を求める記載欄が設けられています。しかしながら、一定の病気等に該当しているか否かは外見上明らかでなく、また、運転免許試験においても判別することは困難であることから、申請手続の段階では当該申告の真否を確認することができない状況となっています。
- 自己の症状等に関する申告が正しくなされない場合には、不当に臨時適性検査を免れ、運転適性を備えていない者に対しても免許が付与されることとなり、結果的に重大事故が発生してしまうおそれもあります。そこで、そのような交通事故を未然に防止するため、病気の症状に関する質問に虚偽の回答をする行為について罰則を設けることにより、正しい回答を担保することとします。
- \* 上記の質問は、書面によることを予定しています。
- \* 罰則については、法定刑を「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」とすることを検討しています。

#### イ 一定の病気等に該当する者を診断した医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する者を診断した医師は、その者が免許を受けていることを知ったときは、公安委員会にその診断の結果を届け出ることができることとします。また、この場合において、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、当該届出をすることを妨げるものと解釈してはならないこととします。

#### 【参考】

- \* 公安委員会が一定の病気等に該当する者を的確に把握するためには、職務上、人の疾病に関する事実を知り得る立場にある医師から情報提供を受けることが有効と考えられます。しかしながら、刑法上、医師には守秘義務が課せられており、正当な理由なく、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした場合には処罰されることとされており、有益な情報を有する医師からの情報提供が期待できない状況が生じています。

そこで、このような改正を行うことにより、医師が、一定の病気等に該当する者に関

する情報を公安委員会に届け出ることができる仕組みを整備することとします。

ウ 一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときの免許の効力の暫定的停止制度

公安委員会は、免許を受けた者が交通事故を起こした場合等において、一定の病気等に該当する者であると疑う理由があるときは、その者の免許の効力を暫定的に停止することができることとします。

【参考】

- \* 現行制度においては、一定の病気等に該当する者に対する免許の取消処分等を行う際には、一定の病気等に該当するか否かを判別するための専門的知識を有する医師の判断を踏まえた上で処分を行っているところです。しかしながら、専門医の人的体制等の制約により、一定の病気等に該当する疑いのある者を把握してから専門医による臨時適性検査の結果を踏まえて取消処分等を行うまでには一定の期間を要することから、その間に病気等に起因する交通事故が発生するのを未然に防止するため、このような改正を行うこととします。
- \* 免許の効力の暫定的停止は、3月を超えない範囲内で期間を定めて行うこととします。

(2) 一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された場合における当該免許の取消しを受けた者の免許再取得に関する負担を軽減するための規定の整備  
ア 一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除

一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が免許を再取得しようとする場合は、技能試験及び学科試験を免除することとします。

【参考】

- \* 現行制度においては、一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された者は、症状が改善したとしても、免許を再取得するためには、適性試験、技能試験及び学科試験に合格しなければならないこととされているところ、この負担の大きさが、正しい症状の申告を妨げていることが考えられます。  
このような者は、病気に罹患したという本人に責任がない事情によって免許を取り消された者であることを踏まえ、免許の再取得に係る負担を軽減することにより、正しい申告を促進することとします。
- \* 現行制度においても、やむを得ない理由のため失効後6月以内に運転免許試験を受け

ることができなかつた者が免許を再取得しようとする場合には、失効日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月間は技能試験及び学科試験が免除されています。これは、再取得が失効後ある程度長期にわたる場合であっても、本人の責任となる事情が全くないという特殊性を考慮して特例が認められているものです。

イ 一定の病気を理由に免許を取り消された場合に再取得した免許が継続していたものとみなす規定の整備

一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された日から起算して3年以内に次の免許を再取得した者に係る免許については、当該取り消された免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間については継続していたものとみなすこととします。

#### 【参考】

\* 現行制度においては、免許を受けた者は、交通法規の違反状況及び免許保有期間に応じて優良運転者、一般運転者又は違反運転者等に分類され、免許証の有効期間は、優良運転者及び一般運転者については5年、違反運転者等については3年とされています(ただし、更新日等における年齢が71歳以上の者については、優良運転者又は一般運転者であっても、免許証の有効期間は3年となります。)。このほか、優良運転者に区分されることについては、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を経由して免許証の更新申請が可能となること、更新時講習が短時間で終わることといった法令上の優遇措置があることに加え、自動車保険の割引制度が多くの保険会社で採用されていることなど様々なメリットが付与されています。

しかしながら、免許を受けていた期間が5年未満である者は、その違反状況にかかわらず違反運転者等に区分されることとされているため、現行制度では、一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された者は、免許を再取得しても違反運転者等に区分されることとなり、上記のようなメリットを享受することができないこととなっています。

そこで、このような改正を行うことにより、一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された者が免許を再取得した際には、優良運転者として区分されることによるメリットを享受することを可能とします。

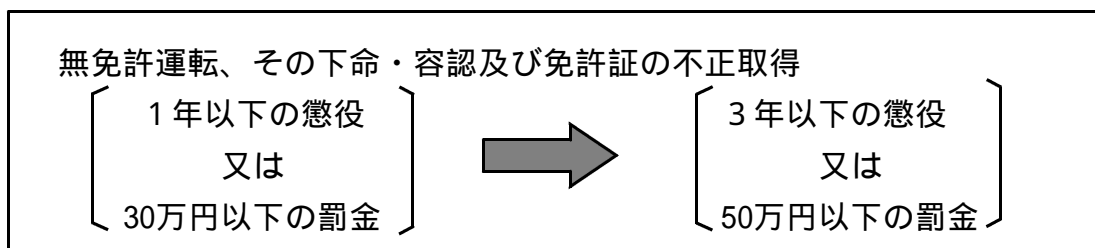
## 2 悪質・危険運転者対策

### (1) 無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ

無免許運転の根絶を図るため、免許を受けずに自動車等を運転した運転者に対す

る罰則を以下のとおり引き上げます。

また、無免許運転の下命・容認及び免許証の不正取得に対する罰則についても同様に引き上げます。



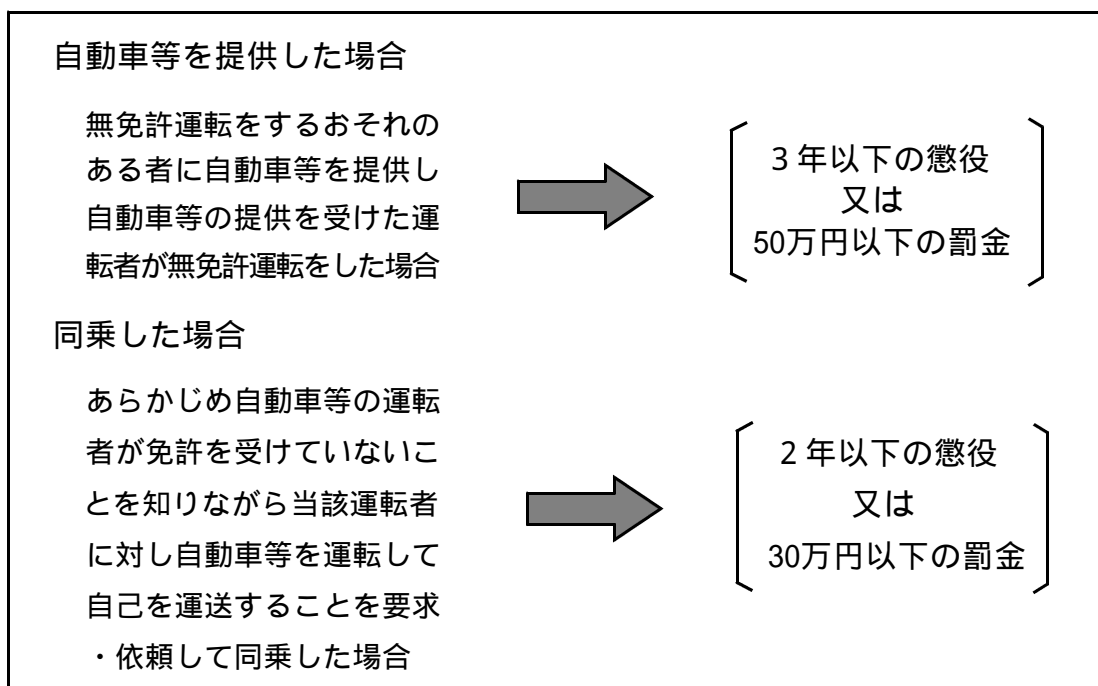
#### 【参考】

- \* 平成23年中の無免許運転による交通事故発生件数は2,592件、このうち死亡事故件数は67件となっています。また、平成23年中の無免許運転の取締件数は31,603件となっています。
- \* 平成23年中の交通事故全体に占める死亡事故の割合は0.6%、重傷事故の割合は6.4%であるのに対し、無免許運転に限れば、死亡事故の割合は2.6%、重傷事故の割合は15.1%であることから明らかなように無免許運転は重大事故につながる可能性の高い極めて悪質・危険な違反であり、平成23年10月に愛知県名古屋市で発生した飲酒・無免許死亡ひき逃げ事件や平成24年4月に京都府亀岡市で発生した通学中の小学生等10名が死傷した交通事故など、無免許運転による痛ましい交通事故が後を絶たない状況にあります。
- \* 「下命・容認」とは、自動車の使用者等が、その者の業務に関し、自動車の運転者に対して違法行為をすることを命じたり、運転者が違法行為をすることを容認することをいいます。

#### (2) 無免許運転<sup>ほう</sup>幫助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び罰則規定の整備

無免許運転を根絶するため、無免許運転をするおそれのある者に対して自動車等を提供した者についても、自動車等の提供を受けた者が無免許運転をした場合には、無免許運転をした者と同等の罰則を設けることとします。

また、あらかじめ運転者が免許を受けていないことを知りながら、当該運転者に対し、自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して、当該自動車等に同乗する行為についても罰則を設けることとします。



【参考】

- \* 無免許運転が行われる最大の要因は、運転者本人の遵法精神の欠如にあります。他方で、運転者の周辺で無免許運転を助長し、容認している者がいることも無免許運転が根絶されるに至らない背景にあるものと考えられることから、無免許運転を根絶するためには、運転者の周辺で無免許運転を助長することとなるような行為が行われることを防止していく必要があります。
- \* これまで無免許運転の<sup>ほう</sup>幫助犯とされてきたもののうち、特に悪質な自動車等の提供行為や同乗行為について、道路交通法に禁止規定と罰則を設けるものです。
- \* 自動車等の提供行為については、無免許運転をするおそれのある者に対して自動車等を提供し、当該自動車等の提供を受けた運転者が実際に無免許運転をした場合に、当該自動車等を提供した者を罰則の対象とすることとします。
- \* 一般に、運転者が免許を受けていないことを知りながら、当該運転者に対し、自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗する者は、本来無免許運転をやめさせるべき立場にありながら無免許運転を容認することで、運転者の無免許運転の意思を強固にして無免許運転を助長しており、運転者と同様の悪質性があると言えます。そこで、運転者が無免許であることを知りながら、当該運転者に自己を運送することを要求して当該運転者が運転する自動車等に同乗するような行為等の無免許運転を助長する行為について道路交通法に禁止規定と罰則を設けるものです。

### (3) 取消処分者講習の受講対象の拡大

公安委員会が免許の取消しに係る書面の交付をしようとしたにもかかわらず、当該書面の交付を受けなかった者であって、免許証の更新を受けなかったものが、運転免許試験を受けようとする場合は、過去1年以内に取消処分者講習を終了していなければならないこととします。

#### 【参考】

\* 現行制度においては、免許の取消し（一定の病気等に該当することを理由とするものを除く。）を受けた者で運転免許試験を受けようとするものは、過去1年以内に取消処分者講習を受けていなければならないこととされています。しかしながら、免許の取消しに関する書面の交付を受けないまま免許を失効させ取消処分を免れた者は、取消処分を受けた者と同等の危険性が認められるにもかかわらず、取消処分者講習を受講しなくても運転免許試験を受けることができるという問題点があります。

そこで、このような改正を行うことにより、交通安全上の再教育を徹底することとします。

## 3 自転車利用者対策

### (1) 自転車の危険な運転を防止するための講習に関する規定の整備

公安委員会は、交通に危険を及ぼす一定の行為（信号無視、しゃ断踏切立入等）を反復して行った自転車の運転者に対し、その者による危険な運転を防止するため必要があると認めるときは、公安委員会の行う自転車の危険な運転を防止するための講習を受けるべきことを命ずることができることとします。

#### 【参考】

\* 自転車に関係する交通事故は、全交通事故の約2割を占めており、交通事故全体の件数が減少傾向にある中で、その占める割合は増加傾向にあります。特に、自転車対歩行者の交通事故は10年間で約1.5倍に増加しており、そのほとんどが自転車が第一当事者（交通事故における過失が重い者）となっている事故であることから、歩行者にとって、自転車の脅威が大きなものとなっていると言えます。

また、自転車の運転者のルール違反を指摘する声も後を絶たず、交通に危険を生じさせている自転車の運転者に対する交通事故抑止対策を講じる必要があります。

そこで、例えば信号無視やしゃ断踏切立入等の交通に危険を及ぼす行為を繰り返し行った者に対して、上記の講習の受講を命じることができることとします。

\* 上記の講習の受講命令違反について、罰則を設けることを検討しています。



## (2) 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等の規定の整備

警察官は、道路交通法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められるものが運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができることとします。

また、この場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができることとします。

### 【参考】

- \* 上記の道路交通法第63条の9第1項の内閣府令で定める基準とは、道路交通法施行規則第9条の3に定められている基準のことです。

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

（自転車の制動装置等）

第六十三条の九 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 （略）

（罰則（略））

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

（制動装置）

第九条の三 法第六十三条の九第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前車輪及び後車輪を制動すること。
- 二 乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度が十キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から三メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

- \* 上記の命令への違反について、罰則を設けることを検討しています。

## (3) 自転車の通行方法に関する規定整備

軽車両の路側帯通行を、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとします。

### 【参考】

- \* 自転車を含む軽車両については、道路交通法第17条の2により路側帯を通行すること

ができますが、路側帯における通行方法については車道における通行方法のように道路の左側端を通行することとされていないことから、現状、路側帯においては双方向の通行ができることとなっています。

しかしながら、路側帯における双方向の通行には、路側帯における自転車同士の正面衝突・すれ違い時の接触事故等を引き起こす危険性があります。

そこで、軽車両は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限り通行できることとします。

#### 4 その他

##### (1) 環状交差点（仮称）の交通方法に関する規定の整備

環状交差点（仮称）において、車両は中央に設置された工作物等の周囲を右回りに通行するとともに、環状部分を通行している車両が交差点に進入しようとする車両より優先することとするなど、環状交差点（仮称）の交通方法を定めることとします。

#### 【参考】

- \* 交差点の中には、交差点の中央に工作物等が設置され、車両が通行する部分が環状の構造（ドーナツ型）を有するものがあります。このような環状構造の交差点においては、十字路等の一般的な交差点よりも、車両の流れが交差することが少なくなり、交通事故の減少が期待されるとともに、信号機を設置することなく交通の整理ができることから、一定の交通量の範囲内であれば、交差点における待ち時間の減少も期待されます。
- \* もっとも、現行の道路交通法では、このような環状構造の交差点における交通方法が定められていません。したがって、現状においては、多数の道路標識を設置するなどしてどのように通行すべきかを示したりしています。
- \* そこで、環状交差点（仮称）の定義を定めた上で、環状交差点（仮称）では、車両は中央に設置された工作物等の周囲を右回りに通行するとともに、工作物等の周囲を通行している車両が交差点に進入しようとする車両に優先することとするなど、その交通方法を定めて、現状に即した通行方法や合図の出し方を定めることとします。

##### (2) 放置違反金の収納事務の私人への委託

放置違反金の納付機会を拡大することにより、放置違反金の納付を命じられた者の自主的な納付を促し、その納付義務の履行を図るために、放置違反金の収納事務をコンビニエンスストア等の私人へ委託することを可能とします。

**【参考】**

- \* 放置違反金は、都道府県の収入となるものであるため、その収納窓口は、現在、地方自治法第235条第1項等の規定により、各都道府県が指定する金融機関に限られております。